

インボイス制度に向けた当金庫の対応について

埼玉縣信用金庫は、適格請求書発行事業者（T6030005013121）として登録し、2023年10月1日から開始される適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応いたします。

1. 郵送によるインボイス発行について

当金庫では2023年10月1日以降、営業店窓口やインターネットバンキング、自動振替等でお支払いいただいた各種サービス提供に係る手数料等につきましては、インボイスを作成し、郵送させていただきます。インボイスには、年単位または6ヵ月単位で当該期間にお取引のあった手数料を手数料種類ごとにまとめ、合計金額を記載いたします。インボイスが必要なお客さまは、お申し込みが必要となりますので、お取引店窓口へお申し出ください。

また、任意の期間についてのインボイスが必要な場合には、店頭にて発行いたしますので、お取引店窓口へお申し出ください。

なお、インボイス発行にかかる交付手数料は無料といたします。

2. 営業店窓口等によるインボイス発行について

営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「手数料領収書」を発行いたします。

営業店窓口等に備え付けております「振込依頼書（連記式振込依頼書、登録振込依頼書は除く）」につきましては、お客さまへお渡しする複写式の「手数料受取書」が簡易インボイスの要件を満たすよう改定をいたします。

連記式振込依頼書、登録振込依頼書をご利用のお客さまでインボイスが必要な場合は、郵送によるインボイスをお申し込みください。

3. A T M・両替機でのお取引について

A T M・両替機でのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となりますので、インボイスは発行いたしません。

お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

4. 投資信託のインボイス発行について

法人のお客様については、取引ごとに自動でインボイスを発行致します。個人（個人事業主）のお客様については、お申し込みが必要となりますので、お取引店窓口へお申し出ください。

5. 口座振替契約の委託者さまへのインボイス発行について

口座振替契約の委託者さまでインボイスが必要な場合は、お取引店窓口へお問い合わせください。

ご不明な点がございましたら、お取引店の窓口までお問い合わせください。

以上